

要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1	4	(4)			駐車場	約250台に公募対象公園施設の利用者分も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、公募対象公園施設の利用分として、大きく不足する場合には、別途、必要分を増設することは可能でしょうか。	まず、「約250台」は、中央公園園地を含む市有の公園施設利用者を想定したものです。したがって、公募対象公園施設の利用者分は含まれておりません。 「約250台」は次の想定のもとに設定しています。 ・現図書館駐車場の台数及びピーク時の駐車待ち台数 約80台 ・屋内遊び場のピーク時の駐車台数 約60台 ・現状の日曜祝日の路上駐車台数のうち、中央公園(図書館含む)利用者の駐車台数 約70台 ・県立武道館での大会開催時に当該目的の車両が流入することが考えられることから、中央公園内の市有施設の利用者の駐車余地を確保するための台数 約40台 そのうえで、公募対象公園施設の利用者のための駐車場が必要である場合は、特定公園施設としての駐車場を増設することができます(ここで言う「増設」は、1駐車場あたりの台数を増やすことのみならず、駐車場そのものを増やすことを含みます)。 ただし、公募対象公園施設の利用者のための駐車場増設に要する費用は市は負担しません。 また、増設した駐車場であっても、約250台分の駐車場と同様に要求水準に則した取り扱いを求めます。 なお、公募対象公園施設として駐車場を提案することは不可とします。
2	11	第2	1	(3)			インフラ状況及び敷地条件	自由提案施設設置箇所の地耐力データはありますか。	当該箇所のボーリングは行っていません。周辺のボーリングデータや公園施設設置時の地耐力データについて、ホームページに公表します。
3	17	第2	5				公園施設計画に関する事項	p16等の景観への配慮で照明に関する記述がございますが、p17からp20では照明に関する事項がございません。照明を設置する場合の設置費用はサービス対価でよろしいでしょうか。また、その維持管理費及び光熱費等はサービス対価あるいは市負担という理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の業務として照明の設置並びに維持管理を求めますので、要求水準書に加筆します。これら業務に要する費用に加え、光熱費等の負担方法は現在検討中です。詳細は、募集要項等でお示しします。
4	18	第2	5	(1)	②		公園管理室	統括管理業務を行うにあたってとありますが、民間事業者用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。公園管理室の管理運営は民間事業者の業務です。

要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
5	28	第3	2	(1)	②	カ	協力企業等の再選定	説明会時の方針では、屋内遊び場運営主体は市と直接の契約となりますので、どのような方法で民間事業者で入れ替え等を実施すればよろしいでしょうか。	屋内あそび場運営主体の位置づけ自体について、現在再考中です。現在の案から変更する場合、可能な限り早期に内容を公表します。
6	41	第6	3	(6)	⑦	イ	解体・撤去・移設工事の範囲	下から2行目の別紙5は、別紙6の誤植ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。募集要項等にて、修正してお示します。
7	41	第6	3	(6)	⑦	イ	解体・撤去・移設工事の範囲	樹木伐採不可範囲の桜の木は、伐採の対象外となっておりますが、一部分であれば周辺の公園内に移植することは可能でしょうか。	樹木伐採不可範囲の桜等の樹木は存置を原則としますが、具体的内容を市(公園緑地課)と協議し承認を得たうえで、一部の移植を提案することも可とします。
8	42	第6	3	(6)	⑦	ウ	解体・撤去・移設工事の留意事項	児童文化館解体に伴うアスベスト・PCBの事前調査費用につきましては、貴市の負担(サービス対価分)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	52	第7	1	(10)	⑤	ア	清掃業務、業務内容	清掃の対象は建築物及びその敷地のみでしょうか。園地等を含む、本事業範囲のすべてのエリアが対象でしょうか。	後者(本事業範囲の全てのエリアが対象)です。
10	52	第7	1	(10)	⑥		植栽維持管理業務	今回の事業範囲はすべての都市公園範囲を含んでおりませんので、今回の事業範囲の植栽のみが対象ということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	53	第7	1	(10)	⑦		環境衛生管理業務	「本公園の建築物における」とありますが、建築物のみ(屋内遊び場施設及び既存トイレのみ)でよいのでしょうか。また、⑤の清掃業務との業務内容の違いを明確にしたいだけではないでしょうか。	業務の対象はご理解の通りです。 環境衛生管理業務は、「空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除等」を想定しています。清掃業務の一部として整理できる業務内容も含まれていると思いますので、個別の具体的な作業を清掃業務と環境衛生管理業務のどちらに含めるかは、提案によるものと考えています。

要求水準書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
12	53	第7	1	(10)	⑧	イ、b)	修繕・更新業務、計画修繕・更新に関する要求水準	建物(屋内遊び場)についての大規模修繕は本事業に含まず、適切な時期に別途見積もりや実施方法を調整することによろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載の通り、事業期間中に必要となる経常修繕、計画修繕は、市の事由によるものを除き、その内容、規模の大小等を問わず全て民間事業者の業務範囲となります。 ご質問にある「大規模修繕」の定義が不明ですが、要求水準書(案)の規定の主旨は、「事業期間中に発生する修繕は全て民間事業者の業務範囲とすること」、その上で「事業期間中に生じる修繕を最小限とする提案並びに管理運営を期待すること」となります。
13	56	第7	2	(6)			業務水準書	運營業務統括業務水準書とありますが、ここでの運營業務統括業務は運營業務のみを統括するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	58	第7	2	(10)	①		開園準備業務、業務内容	「本公園がまでの間に」とありますが、誤植ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。「本公園がまでの間に」は「本公園が開園するまでの間に」という意味です。募集要項等にて、修正してお示しします。
15	61	第7	2	(10)	⑥	イ、b)	駐車場運營業務、要求水準	駐車料金は上限を変更することはできないのでしょうか。	ご質問の変更とは、「上限金額を高くする」とものと認識しています。そのうえで、上限の変更は不可です。
16			別紙1				事業区域図	事業参画を検討するにあたり、公園図面のCADデータを提供していただけないでしょうか。	準備ができ次第ホームページに公表します。
17			別表3				ナイター施設	既存のナイター施設の照明等はイベント広場等に転用することは出来ないのでしょうか。	老朽化が顕著であるため、撤去を必須とし、転用は不可とします。
18			別表3					交流・文化ゾーンや自然レクリエーションゾーンに照明を設置する場合は事業者提案でしょうか。	No.3の回答のとおりです。